

令和 7 年 5 月 2 0 日

保護者の皆様

廿日市市立四季が丘小学校
校長 永 野 真

気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生に係る学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、本校の教育の推進にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

廿日市市教育委員会から示されている別添の別紙 1 の対応をもとに、廿日市市が各地域の災害の状況により発令する避難情報も合わせて確認し、臨時休業等の判断をすることとします。

また、保護者の皆様におかれましては、臨時休業としない場合においても、自然災害や異常気象に伴い、自宅周辺において危険を感じた時は、児童の安全を最優先に考え、無理に登校しない・させない（状況が落ち着いてから登校させる）等の判断をお願いします。なお、自然災害の影響や危険な気象状況による登校の遅れ・欠席等の場合は、遅刻・欠席扱いとせず、特別欠課・特別欠席となります。

【留意点】

○避難情報は、地区ごとに発令されます。

発令対象 地区	廿日市・佐方・平良・原・串戸・宮内・地御前・阿品・阿品台・宮園・四季が丘・玖島・友和・津田・四和・浅原・吉和・大野（1～11区）・宮島
------------	---

○在籍する学校区のどこか 1 つでも警戒レベル 3 「高齢者等避難」が発令されている地区がある場合は、別紙 1 のとおり対応してください。

※高齢者等とは、「社会福祉施設、学校、医療施設」等の利用者のことで、避難に時間のかかる人を指し、児童・生徒が含まれます。

○避難情報を得るには、以下の方法等があります。

・はつかいちし安全・安心メール配信サービス



QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。

※QRコードの読み取りができない場合は、
bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信してください。

・廿日市市公式LINE



QRコードを読み取り、友達に追加し、登録してください。

気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生に係る学校の対応について

1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応

(1) 基本方針

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」または「警戒レベル3：高齢者等避難」「警戒レベル4：避難指示」「警戒レベル5：緊急安全確保」のいずれか1つでも発令された場合、発令される可能性がある場合には、次の対応をとる。

- 午前6時の時点で発令されている場合は、原則**臨時休業**とする。
- 発令される可能性がある場合には、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

(2) 対応内容

※ 翌日に大きな被害が予想される場合	対 応 の 決 定		学校教育課への報告
	前日	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。	「休業」や「授業繰下げ」等、児童生徒の安全対策のための対応を行うことを決定した場合には、 <u>中学校区の代表者</u> が速やかに報告する。
	登校前	○午前6時の時点で上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル3以上）が発令されている場合には、原則 臨時休業 とする。 ※ただし、午前6時以降に上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル3以上）が解除される見込みがある場合には、中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。 <u>（臨時休業以外の対応とは、中学校の自宅待機であり、通常登校はしない）</u>	上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル3以上）により臨時休業になった場合には、児童生徒や校区内の状況等について、 <u>各学校</u> が午前9時～午前10時の間に報告する。 中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定した場合には、決定内容を <u>中学校区の代表者</u> が、午前8時30分～午前9時の間に報告する。
	午後5時 在校中	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。	「授業打ち切り」や「保護者引き渡し」等、児童生徒の安全対策のための対応を行うことを決定した場合には、 <u>中学校区の代表者</u> が速やかに報告する。

までに学校教育課から、その後の対応等について学校へ連絡する。

2 地震発生時の対応

(1) 基本方針

- 「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、市内で**統一した対応**をとる。
- 「震度5弱」未満の地震が発生した場合は、状況に応じて中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する（宮島地域にあっては幼稚園も含む）。

(2) 対応内容（「震度5弱」以上の地震が発生した場合）

発生時	学 校 の 対 応	学校教育課への報告
前日 ～ 登校前	○前日（下校中）から登校までに発生した場合は 臨時休業 とする。	・被害の状況等、 <u>各学校</u> が適宜報告する。 ・保護者に引き渡し完了後、 <u>各学校</u> が速やかに報告する。
登校中	○登校中に発生した場合には 臨時休業 とする。 ○児童生徒が学校に避難してきた場合は、安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※引き渡す方法等は、各学校で事前に保護者に周知しておく。 ※安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則として学校又は自宅の近い方へ避難するように、事前に児童生徒に指導しておく。	
在校中	○在校中に発生した場合は 授業打ち切り とする。 ○児童生徒の安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※引き渡す方法等は、各学校で事前に保護者に周知しておく。	

3 その他

- 「1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応」「2 地震発生時の対応」以外の対応について
 - ・上の1、2以外で、児童生徒の安全確保のための対応を行うことが必要と思われる場合にも、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。対応を決定した場合には、学校教育課に中学校区の代表者が速やかに報告する。
 - ・上の1、2以外で、危険な気象状況や自然災害の影響による登校の遅れ・欠席等の場合は、遅刻・欠席扱いとしない（特別欠課・特別欠席とする）。
- 警報・震度の確認方法について
 - ・警報・警戒レベル・震度の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット（公的なサイト）からとする。
- 保護者への周知について
 - ・学校の対応については、事前に保護者に周知しておくこと。また、地震発生時の対応について、次の（ア）（イ）（ウ）を事前に保護者に周知しておくこと。

- （ア）保護者に引き渡す方法。
 - （イ）在校中に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、学校から連絡ができない場合があること。
 - （ウ）「震度5弱」以上の地震発生後は、安全が確認されるまで原則自宅待機とすること。また、登校の再開は中学校区の小・中学校で協議し、市教委と最終協議した後決定し、保護者に伝えること。
- 「震度5弱」以上の地震で統一の対応をとることについて
 - ・震度が市内の地域によって異なる場合でも、保護者の帰宅やライフライン等に地域を越えた影響があると考えられるため、市内の一箇所でも「震度5弱」以上と発表されれば、統一した対応をとる。
- 給食が不要になる場合の連絡について
 - ・廿日市・大野地域の中学校区は、給食が不要になる決定をした場合は速やかに中学校区の代表者が各学校給食センターへ給食停止の連絡をする。